○農林水産省告示第千五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市青山町字平原野五一八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市木ノ川字兒子ケ原八六三・八六四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八六四の一、八六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字兒子ケ原八六四・八六四の一・八六五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町円明寺字向原三四九の一・三八八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向原三四九の一・三八八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市上河内字大影二九五八、二九六〇の一、二九六〇の二、二九六一の二、二九六七、二九六九、二九七〇の一、二九七〇の二、美作市尾谷字土取場上一八五四の二、字ズリ一八五五、字滝ケ坂一八六六、一八七四の一、一八七六、一八七七の二、一八七七の四、一八七九、字東ケ坂一八六八の一、一八六八の四、一八七二の一、一八七二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大影二九六〇の二・二九六七・二九七〇の二・字東ケ坂一八六八の四・字滝ケ坂一八七四の一・一八七四の二・一八七五の一・一八七六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市玉川町下切字水落二一八一の二（次の図に示す部分に限る。）、二一八二、津山市加茂町物見字梨子ノ木一六一二、一六一四、一六一五、一六一六の一、一六二〇、字柿谷一六三三、一六四五、字大ケ屋敷一六五一、字柿谷口一六五三、字浅原一六五四、一六五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水落二一八一の一、二一八二、字梨子ノ木一六一四・一六一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市日名字セバイ谷一六一〇の二、一六一〇の六、一六一一の一、一六一一の一〇、一六一一の一五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　岡山県井原市笹賀町字金光寺一〇六〇の一、字川附一二八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）